

有効期間 5年度 (令和10年3月31日まで)

令和5年3月30日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長  
(警察安全相談課)

犯罪被害者等のカウンセリング等費用公費負担制度運用要領について  
(通達)

犯罪被害者及びその三親等内の家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の精神的被害回復への支援のため、犯罪被害者等のカウンセリング費用公費負担制度運用要領の制定について(平成29年3月30日付け本部長通達。以下「旧通達」という。)に基づき、犯罪被害者等が精神科医等の専門家によるカウンセリング等を受けるための費用の公費負担制度を運用しているところであるが、この度、さらなる犯罪被害者等への支援を推進するため、運用要領を改正し、令和5年4月1日施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和5年3月31日限り廃止する。

## 犯罪被害者等のカウンセリング等費用公費負担制度運用要領

### 第1 目的

この要領は、犯罪被害者及びその三親等内の家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)が精神科医等の医師、公認心理師及び臨床心理士(以下「精神科医等」という。)による精神科専門療法及び面接カウンセリング(以下「カウンセリング等」という。)を受けるための費用及びそれに付随する費用(以下「カウンセリング等費用」という。)を公費により支出する手続に関して必要な事項を定め、当該犯罪被害に起因する精神的被害の早期回復及び精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 第2 対象者

- 1 被害者連絡実施要領の制定について(平成19年8月8日付け広刑総第613号、広警相第117号、広少対第423号、広地域第1050号、広交指第963号、広公第892号)に定める身体犯又は重大な交通事故事件(ひき逃げ事件については軽傷を除く。)の犯罪被害者等
- 2 前1のほか、被害の内容及び犯罪被害者等の状況等から、当該事案を取り扱う所属長(以下「所属長」という。)と警務部警察安全相談課長(以下「警察安全相談課長」という。)が協議の上、特に公費による支出を行う必要があると認められた犯罪被害者等

### 第3 公費支出の範囲

#### 1 支出対象費用

##### (1) 医療機関

精神科等を診療科目とする医療機関における初診料・再診料、精神科専門療法料及び投薬料等の自己負担額とし、原則として、保険診療によるものとする。

##### (2) 医療機関以外

医療機関以外における公認心理師又は臨床心理士による面接カウンセリングの料金とする。

#### 2 支出の上限

本制度の利用開始時に、協議により、回数を決定するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、再度協議できるものとする。

なお、入院費用については、カウンセリングの実施に要する場合に限り、1人につき10万円を上限とする。

#### 3 支出対象期間

- (1) 原則として、当該犯罪及び事故の被害について警察に申告した日から3年以内に本制度の利用を開始するものとする。

なお、特段の事情によりこの期間内に本制度の利用を開始できなかったときは、その理由が止んだ日から6か月以内に本制度の利用を開始するものとする。

- (2) 本制度の対象期間は、原則として初回のカウンセリング等実施日から3年間とする。

#### 第4 支出除外事由

次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費の支出を行わないこととする。

- 1 対象者が公費支出を希望しない場合及び精神科医等と警察との連携を望まない場合
- 2 対象者と加害者との間に三親等内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)がある場合(ただし、性犯罪事件及び当該親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。)
- 3 対象者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している又は属していたと認められる場合
- 4 虚偽の申告をしていることが明らかな場合
- 5 対象者が犯罪被害を容認していた場合
- 6 対象者が加害者又はその関係者から、カウンセリング等費用の支払を既に受けていた場合
- 7 対象者が他の公的機関又は民間団体等における医療費の支出制度により、カウンセリング等費用の支払を既に受けている場合
- 8 その他、公費で支出することが社会通念上適切でないと認める場合

#### 第5 支出の決定及び手続等

##### 1 支出要否の認定等

- (1) 所属長から危機介入の依頼を受け、警察安全相談課長により派遣された広島県警察被害者支援カウンセラー(以下「被害者支援カウンセラー」という。)は、対象者に面接した結果、精神科医等によるカウンセリング等を受けることが望ましいと認めたときは、本制度について説明すること。

被害者支援カウンセラーは、説明を受けた対象者がカウンセリング等費用の公費支出を希望する場合は、広島県警察被害者支援カウンセラー運用要領の制定について(平成13年4月2日付け広警相第10号)に定める「危機介入結果報告書」の備考欄にその旨を記載するとともに、別記様式第1号の「カウンセリング等費用支出対象事案報告書」により、警察安全相談課長に報告すること。

- (2) 警察安全相談課長は、被害者支援カウンセラーからの報告に基づき、カウンセリング等費用支出の適否を判断し、その結果を別記様式第2号の「カウ

ンセリング等費用支出認定結果通知書」により、所属長に通知すること。

- (3) 適用の通知を受けた所属長は、被害者支援カウンセラー又は担当捜査員等を通じ、対象者に対し、公費で精神科医等によるカウンセリング等を受けられる旨を通知すること。

なお、精神科医等によるカウンセリング等を受ける対象者が未成年の場合には、原則として、その保護者に対しても併せて教示し、保護者の了解を得ること。

- (4) 被害者支援カウンセラーは、対象者が希望する精神科医等がカウンセリング等を実施している医療機関又はカウンセリングルーム等(以下「医療機関等」という。)に、本制度の趣旨、事案の概要、対象者の精神的被害の状況等を伝え、対象者が適切に、精神科医等によるカウンセリング等を受けられるよう、確実に引き継ぐこと。

また、対象者に対し、本制度の運用及び警察における支援業務等において必要があるときは、警察と精神科医等との間で情報を共有する場合があることについて事前に説明し、了解を得ておくこと。

- (5) 特段の事情により、緊急を要するため、前(1)～(4)の手続を精神科医等によるカウンセリング等の実施前に行うことができない場合は、所属長と警察安全相談課長が協議し、先に対象者に精神科医等によるカウンセリング等を受けさせ、その後遅滞なく前(1)～(4)の手続をとるものとする。
- (6) 前(1)～(4)の手続を行う前に対象者が精神科医等によるカウンセリング等を受け、支払を済ませていた場合は、所属長と警察安全相談課長が協議し、その後遅滞なく前(1)～(4)の手続をとるものとする。
- (7) 対象者が、本制度利用中に医療機関等の変更を希望する場合は、再度、前(1)～(4)の手続を行うものとし、別記様式第1号の「カウンセリング等費用支出対象事案報告書」及び別記様式第2号の「カウンセリング等費用支出認定結果通知書」の備考欄に、医療機関等を変更した旨記載すること。

## 2 支出要領

### (1) 支出手続

当該事案を取り扱う所属(以下「所属」という。)の被害者支援業務担当係は、対象者が精神科医等によるカウンセリング等を受けた後、当該医療機関等からの請求書又は対象者からの領収書及び医療行為の詳細とその金額等が確認できる書面の写し(以下「領収書等」という。)の提出を受け、速やかに所属の会計担当者に提出すること。

対象者からの領収書に基づき支払う場合は、対象者が指定する口座への振替を行うため、所属の被害者支援業務担当係において口座振替依頼書を徴すること。その口座番号等については、預貯金通帳等により誤りがないことを

確認すること。

なお、対象者が領収書等を亡失し、医療機関等に手数料等を支払って再発行を受けた場合の手数料等は対象者の自己負担となるので、理解を得ておくこと。

(2) 実施結果等の記録

所属の被害者支援業務担当係は、別記様式第2号の「カウンセリング等費用支出認定結果通知書」の実施状況等記録欄に、精神科医等によるカウンセリング等の実施日及び所属の会計担当者に当該医療機関等からの請求書又は対象者から受領した領収書を提出した日を記入し、受領した会計担当者は確認者欄に署名又は押印すること。

(3) 予算措置等

所属長は、警察安全相談課に領収書等の写しを送付し要求額を確認の上、総務部会計課長へ所要額(報償費)を予算要求すること。

(4) 返還手続等

前記第4「支出除外事由」のいずれかに該当することが判明したときは、直ちに警察安全相談課長及び所属の会計事務責任者に報告すること。

医療機関等又は対象者への口座振替がなされていない場合は、口座振替の中止を依頼し、既に支出手続が完了している場合は、返還手続を行うこと。

第6 運用に当たっての留意事項

- 1 対象者の心情に配慮して、不用意な言動等により二次的被害を与えることのないようにすること。
- 2 本制度の運用に当たって、疑義及び質疑が生じた場合は、その内容に応じ、警察安全相談課長又は総務部会計課長と協議すること。

第7 その他

- 1 本制度の対象者と認められない場合であっても、警察が取り扱った事件事故の犯罪被害者等に公認心理師又は臨床心理士によるカウンセリングの必要性が認められる場合は、積極的に被害者支援カウンセラーによる危機介入を依頼すること。
- 2 所属長は、本制度及びその他の被害者支援制度の適切な運用を図るため、所属職員に対し、対象者が抱える精神的被害等の二次的被害に関する知識、警察等による支援に関する教養を積極的に推進すること。
- 3 別記様式第1号の「カウンセリング等費用支出対象事案報告書」及び別記様式第2号の「カウンセリング等費用支出認定結果通知書」の保存期間は、初回のカウンセリング等の実施日から3年後の日の属する年度から起算して5年度とし、所属の被害者支援業務担当係において保管する。

※ 様式省略